

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢者状況は、平均寿命の延伸や出生率の低下に伴って、今世紀の半ば（2060年）には国民の約4割が高齢者という社会の到来が予想されており、高齢者を取り巻く環境は着実に変化しています。今後、“団塊世代”と呼ばれる人口が多い年齢層の人たちが高齢者の仲間入りとなるため、ますます高齢化が進展し、元気な高齢者だけでなく、寝たきりや認知症等介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるとともに、世帯構造も高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が多くなっていくと想定されます。

本市は、県下でも高齢化率が低い自治体ですが、平成22年には65歳以上の人口比率が17.7%をとなり、既に“高齢社会”を迎えています。今後も、高齢化率は年々上昇し、平成26年には21%以上に達し、“超高齢社会”になっていくことが見込まれています。

社会全体で高齢者を支えていく社会保障制度として、平成12年4月にスタートした介護保険制度は、平成23年度で12年目となり、介護保険サービスの内容や利用に関する仕組みも着実に浸透してきました。また、平成23年度には、地域における高齢化ピーク時に対応できるケアシステムの達成を目的に、介護保険制度が一部改正されました。高齢者が住みなれた環境で可能な限り自立した生活を送ることを、持っている能力に応じた自立した生活を送ることを目的に、“介護”、“予防”、“医療”、“生活支援”、“住まい”のサービスを包括的に提供する『地域包括ケア』の構築により、その地域に適したサービス提供体制を実現させることが求められています。

本市においても、「第1次 中央市長期総合計画（平成20年度～29年度）」において“やすらぎの拠点づくり”という基本政策のもと、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護保険事業の円滑な運営など、高齢者に関する様々な事業や取り組みを推進しています。

今回、制度改正や社会動向に合わせ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、このような国の考えのもと、本市の高齢者を取り巻く様々な課題を踏まえつつ、高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、また要介護状態になっても重度化を防ぎ、住みなれた地域でできる限り生活できるよう、平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間とする「中央市 高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定します。

高齢社会、超高齢社会…一般的に、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」といわれています。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」と、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定します。

また、上位計画である「第 1 次 中央市長期総合計画（平成 20 年度～29 年度）」をはじめ、「中央市地域福祉計画」などとの整合を図っています。

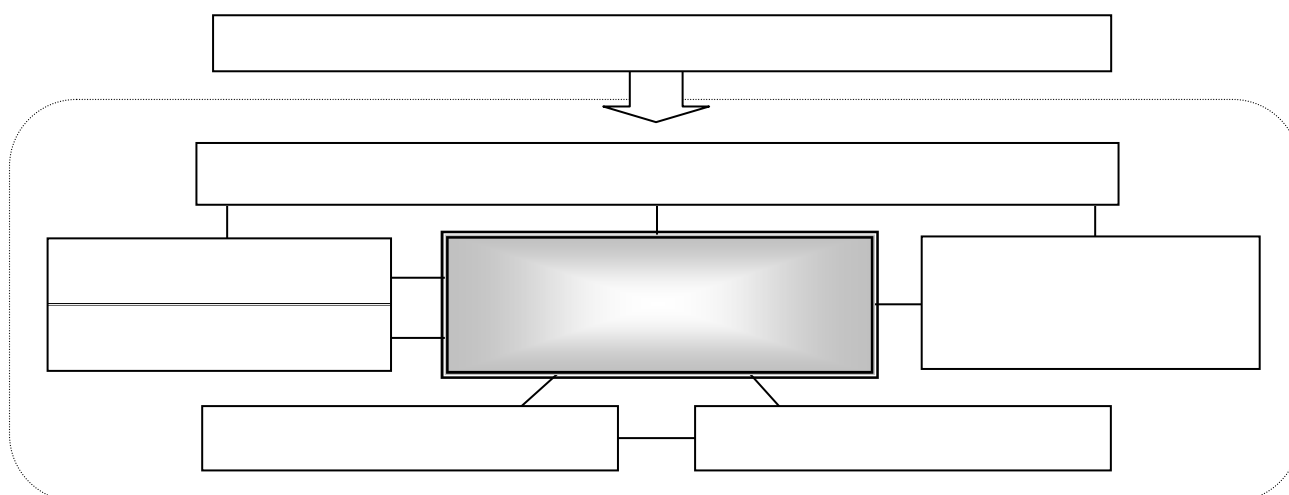
なお、老人保健法第 46 条の 18 に基づいて策定されていた「老人保健計画」は、平成 20 年に老人保健法が高齢者医療確保法に移行し、該当施策の法的根拠が健康増進法に位置づけられたため、老人保健計画を継承した「第一次 中央市健康増進計画」などに基づき、施策を展開していきます。

【高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との比較】

	高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画
法の根拠	老人福祉法第 20 条の 8 健康増進法 高齢者の医療の確保に関する法律	介護保険法第 117 条
利用の手続き	主に市役所等の行政によるサービス	事業者との契約によるサービス
主要財源	公費	保険料等
対象範囲	行政区域内	行政区域なし (ただし、地域密着型サービスは原則、行政区域内で保険者が認めた場合には近隣市町村も対象となる)

* 平成 20 年 3 月に老人保健法が廃止されましたが、高齢者のための総合的な計画とする観点から、高齢者の健康づくり・疾病予防に関しても包含しています。

【高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画は、平成 24 年度を初年度とし、平成 26 年度を最終年度とする 3 か年を計画の期間とします。

また、介護保険法 第 117 条第 1 項の規定により、3 年ごとに計画の見直しを図るため、平成 26 年度において、平成 27 年度から平成 29 年度までの次期計画の見直しを図るものとします。

